第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係）

［その一～その四　略］

備考

一　様式その一は衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。

［二・三　略］

第十五号様式（令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第十八条関係）

［様式　別紙七　挿入］

第十八号様式の二（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式）（第二十五条の二関係）

［様式　略］

備考

［１～４　略］

５　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第19号様式その一の備考17に準ずる。

第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）

その一

［様式　略］

備考

［１～９　略］

10　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

11　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

12　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

［13～17　略］

その二

［様式　略］

備考

［１・２　略］

３　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係）

［その一～その四　同上］

備考

一　様式その一は衆議院小選挙区選出議員であり、様式その二は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。

［二・三　同上］

第十五号様式（令第六十五条の三第一項及び令第六十五条の十一第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第十八条関係）

［様式　別紙六　挿入］

第十八号様式の二（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式）（第二十五条の二関係）

［様式　同左］

備考

［１～４　同左］

５　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第19号様式その一の備考15に準ずる。

第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）

その一

［様式　同左］

備考

［１～９　同左］

10　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。

11　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。

12　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。

［13～17　同左］

その二

［様式　同左］

備考

［１・２　同左］

３　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。